





各 位

平成 27 年 12 月 21 日

ピクセルカンパニーズ株式会社 代表取締役社長 吉田 弘明 2743 JASDAQ)

取締役副社長兼コーポレート本部長 本瀬 建 03-6731-3414

内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成27年12月21日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について、下記のとおり一部改定することを決議いたしましたのでお知らせいたします。(改定箇所は、下線で示しております。) これは、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されたことを受けて改定するものであります。

記

内部統制システム構築の基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社および当社子会社からなる企業集団(以下、「当社グループ」という。)の業務の適正を確保するための体制を整備・運用する。

- 1. 当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) 企業倫理・法令遵守を推進・徹底するため、<u>当社グループの</u>役職員が遵守すべき具体的行動基準として「ピクセルカンパニーズグループ役職員行動規範」を制定する。また、法令等遵守体制の整備・強化等を図るため、各種コンプライアンス教育を継続的に実施するものとする。
- (2) 各取締役はそれぞれの担当部門に関する法令遵守の責任を負うものとし、担当部門に係る法令遵守の体制を構築し、これを適切に管理するとともに、当該法令遵守の状況を定期的に取締役会に報告するものとする。
- (3) 法令違反に関する事実の社内報告体制については、社内規定に従いその運用を行うものとする。
- (4) 役職員に内部通報制度の存在を十分周知させるとともに、社外の弁護士を窓口として加えることで通報者の匿名性を確保し、内部通報制度の実効性を高めるものとする。
- 2. <u>当社グループの</u>取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制 <u>当社グループの</u>取締役の職務の執行にかかる文書その他の情報については、社内規定(「文書管理規定」、「情報管理規定」)に従い適切に保存及び管理を行うものとする。
- 3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1) グループ全体の総合的なリスクを把握・認識し、適切なリスク対応を行うため「リスク管理規定」を定め、リスク管理体制を強化する。
- (2) 代表取締役を委員長とし、各部門の責任者で構成するリスク管理委員会を設置し、リスクの洗い出し、リス

クの未然防止策、リスク発生時の対応策を決定する。

- 4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) <u>当社</u>取締役会は、毎月1回開催することとし、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の相互監視を目的として各取締役が業務執行の状況を報告するものとする。
- (2) <u>当社</u>取締役の職務分担、業務執行に係る権限ならびに指揮・報告系統については、社内規定(「組織規定」、「職務分掌・権限規定」)に基づき適正かつ効率的に行うものとする。
- (3) 取締役会の決議にて決定される年度予算に基づき、各取締役は、それぞれの担当部門に関する部門予算の実行状況ならびに施策の実施状況を定期的に取締役会に報告するものとする。
- 5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- (1) 子会社の取締役を兼務する取締役は、当該子会社の業務の適正性を確保する責任を負うものとする。
- (2)子会社管理の担当部門(主に管理部門)は、社内規定(「関係会社管理規定」)に基づき、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。
- 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 内部監査室は、監査役の求めまたは指示により、適宜、監査役の職務遂行の補助を行うものとする。
- 7. 前号の使用人の当社取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
- (1) 内部監査部門の人事異動については、当社の取締役と監査役が意見交換を行う。
- (2) 指示を受けた内部監査部門はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。
- 8. 取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (1) <u>当社グループの</u>取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、ただちに監査役に報告するものとする。
- (2) 内部監査室は、監査役会に常時出席し、内部監査の結果を報告するものとする。
- (3) 監査役会は、定期的または不定期に取締役および幹部社員との業務ヒアリングを開催し、内部統制システムの構築状況及び運用状況について報告を求めることができる。
- 9. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための 体制

当社は、監査役へ報告した当社グループの取締役、監査役及び使用人に対し、 通報または相談したことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、 報告者を保護することとする。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用 又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対して、会社法388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に基づき、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。なお、監査役は、当該費用の支出に当っては、その効率性及び適正性に留意するものとする。

- 11. その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役会は、代表取締役との意見交換会を定期的に開催し、経営方針、経営上の重要課題ならびに監査環境

- の整備に関する事項等について意思の疎通を図り、効果的な監査業務の遂行を図るものとする。
- (2) 監査役は、内部監査室と常に連携を図り、また会計監査人と定期的にミーティングを行い、監査の重点項目や監査結果等について情報の共有に努め、効率的かつ効果的な監査業務の遂行を図るものとする。
- 12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

<u>内部統制システム構築の基本方針に基づき、</u>財務報告の信頼性を確保するため、各種社内規定の再構築や業務プロセスの見直しを行い、財務報告に係る内部統制システムの整備及び運用を行う。

- 13. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
 - (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威をもたらす反社会的勢力及びこれに類する団体とは、一切の関係を もたず、不当要求事案等発生の場合についても顧問弁護士と連携のうえ、毅然とした態度で対応する。
 - (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況
 - イ.対応部署及び不当要求防止責任者の設置状況 管理部総務担当を対応窓口として、事案により関係する部署が窓口となり対応する。
 - ロ. 外部の専門機関との連携状況 顧問弁護士と連携して、反社会的勢力と対応するための体制を整備している。
 - ハ. 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況 顧問弁護士を通じて、反社会勢力に関する情報の収集・管理を行っている。

以上